２　厚生労働大臣は、改正法第八条の規定による改正後の歯科医師法第十一条第一項第一号の厚生労働省令の制定又は改正の立案をしようとするときは、改正法附則第一条第八号に掲げる規定の施行の日前においても、改正法第八条の規定による改正後の歯科医師法第十一条第二項の規定の例により、医道審議会の意見を聴くことができる。

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

厚生労働大臣　後藤　茂之
内閣総理大臣　岸田　文雄

社会福祉法施行令等の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和三年十月二十九日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第三百二号

社会福祉法施行令等の一部を改正する政令

内閣は、地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律（令和二年法律第五十二号）の一部の施行に伴い、並びに社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第百二十七条第五号ホ、第百二十八条第一号ロ及び第百三十二条第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

（社会福祉法施行令の一部改正）

第一条　社会福祉法施行令（昭和三十三年政令第百八十五号）の一部を次のように改正する。

第三十三条中「第百二十六条」を「第百五十条」に改め、同条を第三十六条とし、第三十二条の次に次の三条を加える。

（法第百二十七条第五号ホの政令で定める基準）

第三十三条　法第百二十七条第五号ホの政令で定める基準を超える一般社団法人は、次の各号のいずれかに該当する一般社団法人とする。

一　最終事業年度（各事業年度に係る計算書類につき一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第百二十六条第二項の承認（同法第百二十七条前段に規定する場合にあつては、同法第百二十四条第三項の承認）を受けた場合における当該各事業年度のうち最も遅いものをいう。以下この条において同じ。）に係る同法第百二十六条第二項の承認を受けた損益計算書（同法第百二十七条前段に規定する場合にあつては、同条の規定により定時社員総会に報告された損益計算書）に基づいて最終事業年度における経常的な収益の額として厚生労働省令で定めるところにより計算した額が三十億円を超えること。

二　最終事業年度に係る一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第百二十六条第二項の承認を受けた貸借対照表（同法第百二十七条前段に規定する場合にあつては、同条の規定により定時社員総会に報告された貸借対照表とし、一般社団法人の成立後最初の定時社員総会までの間においては、同法第百二十三条第一項の貸借対照表とする。）の負債の部に計上した額の合計額が六十億円を超えること。

（社会福祉に関する法律）

第三十四条　法第百二十八条第一号ロの政令で定める社会福祉に関する法律は、次のとおりとする。

一　児童福祉法
二　身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）
三　精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第百二十三号）
四　生活保護法
五　老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）
六　社会福祉士及び介護福祉士法
七　介護保険法
八　精神保健福祉士法
九　児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成十一年法律第五十二号）
十　児童虐待の防止等に関する法律（平成十二年法律第八十二号）
十一　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律
十二　高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成十七年法律第百二十四号）
十三　就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）
十四　障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成二十三年法律第七十九号）
十五　子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）
十六　国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第百七号。第十二条の五第十五項及び第十七項から第十九項までの規定に限る。）
十七　公認心理師法（平成二十七年法律第六十八号）
十八　民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律（平成二十八年法律第百十号）
十九　自殺対策の総合的かつ効果的な実施に資するための調査研究及びその成果の活用等の推進に関する法律（令和元年法律第三十二号）

（特別の利益を与えてはならない一般社団法人の関係者）

第三十五条　法第百三十二条第二項の政令で定める一般社団法人の関係者は、次に掲げる者とする。

一　当該一般社団法人の社員又は基金（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第百三十一条に規定する基金をいう。）の拠出者
二　当該一般社団法人の理事、監事若しくは職員又は当該一般社団法人に置かれた法第百二十七条第五号ヘに規定する社会福祉連携推進評議会の構成員
三　前二号に掲げる者の配偶者又は三親等内の親族
四　前三号に掲げる者と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
五　前二号に掲げる者のほか、第一号又は第二号に掲げる者から受ける金銭その他の財産によつて生計を維持する者
六　第一号に掲げる者が法人である場合にあつては、その法人が事業活動を支配する法人又はその法人の事業活動を支配する者として厚生労働省令で定めるもの

（児童福祉法施行令及び国家戦略特別区域法施行令の一部改正）

第二条　次に掲げる政令の規定中「第百三十一条及び第百三十二条」を「第百六十一条及び第百六十四条」に改める。

一　児童福祉法施行令（昭和二十三年政令第七十四号）第四条第一号
二　国家戦略特別区域法施行令（平成二十六年政令第九十九号）第六条第一号

（社会保障審議会令の一部改正）

第三条　社会保障審議会令（平成十二年政令第二百八十二号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項の表福祉文化分科会の項中「第百二十五条」を「第百四十九条」に改める。

附　則

この政令は、地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和四年四月一日）から施行する。

内閣総理大臣　岸田　文雄
厚生労働大臣　後藤　茂之